

港区内部統制基本方針

港区は、事務の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するために、区における内部統制に関する基本方針を次のように定め、全庁の取組を推進します。

1 内部統制の目的

区は、事務執行における不正又は誤謬の発生を防止し、適正な執行を総合的かつ継続的に推進することで、区政の公正性・公平性・透明性を確保します。

2 内部統制の対象

区は、業務に係る全ての事務を内部統制の対象範囲とし、不適正な事務執行の発生可能性を把握し、適正な執行に向けて取り組みます。

3 特に重点的に取り組む事務

特に次の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定を適用し、不適正な事務執行の発生可能性を把握し、適正な執行に向けて重点的に取り組むとともに、取組状況について評価・検証し、その結果を区民に公表します。

（1）財務に関する事務

（2）個人情報の取扱いに関する事務

令和7年4月1日

港区長 清家 愛